

本市生涯学習施設の利用制限について

【平成 28 年 10 月 5 日付のヘイトスピーチに係る提言書(抜粋)】

5 生駒市における対応について

(3) 本市施設の利用制限

これまでの最高裁判例の動向を踏まえて検討するに、仮にヘイトスピーチを行う可能性を有する団体等から施設利用の許可を求められた場合に、直ちにこれを拒否することはできないと考えられる。

もっとも、当該団体等に施設を利用させることによって、極めて危険な事態が生じることが具体的に予見されるような場合には、例外的に許可をしないこともあり得るだろう。

【経過】

過日、関係課及び指定管理者に確認したところの現状及び対応については、現在、ヘイトスピーチをするために施設の使用申請を出していると言うのは生涯学習施設全 8 館では全くない状況とのことです。

また、今後の対応については、施設利用申請においてヘイトスピーチをする旨の申請があれば断る旨の報告がありました。規則等の改正については、生駒市生涯学習施設条例第 9 条第 1 項第 4 号「管理上支障があるとき。」同第 5 号で「その他指定管理者が不相当と認めるとき。」において使用を許可しないことができるとなっていることから、その条文をもって対応は可能であるとの報告を受けています。

生駒市生涯学習施設条例（抜粋）

（使用の制限）

第 9 条 指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生涯学習施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 生涯学習施設を汚損するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号 に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

以上